

## 条件付一般競争入札心得

第 45 回全国豊かな海づくり大会  
大阪府実行委員会

### (趣旨)

第 1 条 この入札心得は、第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「委員会」という。）が行う令和 7 年度第 45 回全国豊かな海づくり大会に係る機運醸成事業企画・運營業務にかかる条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第 2 条 入札参加者は委員会が定めるこの入札心得、入札説明書、契約条項及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、委員会の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害したりするようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問書の回答、契約書（案）及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

### (公正な入札の確保)

第 3 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

### (入札参加資格等)

第 4 条 入札参加は、入札公告及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限る。

### (入札保証金)

第 5 条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 110 に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の 100 分の 2 に相当する金額を委員会に支払わなければならない。

### (入札書等の提出)

第 6 条 入札参加者は、定められた期間内に入札参加申請書を提出しなければならない。また、入札書に記名押印の上、開札日、開札場所において、入札書を持参しなければならない。

- 2 入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）については、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。
- 3 入札書に記載する日付は、開札の日とすること。
- 4 代表者以外の者が入札に参加する場合、委任状を提出すること。

(入札の辞退)

第7条 入札参加申出書の提出後でも、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行（開札）までに委員会に持参するか、到達期限までに届くように郵送するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。
- 4 入札を辞退した者は、当該入札には再度参加することができない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、一度提出された封書の引換え、変更又は取り消しはできない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、委員会が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により委員会が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第10条 入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
- 3 入札担当職員は、開札当日、入札書を確認の上、入札結果を発表する。

(開札の傍聴)

第11条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札（開札）予定時刻の10分前までに、社員証等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

(無効の入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札
- (2) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (3) 金額を訂正した入札書による入札、又は金額の記載の不鮮明な入札書による入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (6) 同一の入札について同一人が、2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (2) 提出期限までに入札参加資格申出書及び契約（取引）実績調書の提出を行わない者
- (3) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者
  - ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
  - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
  - ウ 大阪府又は委員会との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について入札参加資格の審査を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは次順位の最低の価格を提示した者を落札候補者とし、その者について入札参加資格の審査を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とする。
- 3 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第15条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その落札決定を留保した上で、抽選により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

- 2 前項の抽選の方法は、別紙1による。
- 3 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第1項の次順位者を落札候補者とし、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。
- 4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(再度の入札)

第16条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回とする。

- 2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。
  - (1) 第12条(1)から(4)までの規定により無効とされた入札をした者
  - (2) 第12条(5)の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
- 3 入札参加者は、開札場所において、入札書に記名押印の上、提出する。その他、第6条に準ずるものとする。(なお、再入札書の記名押印、金額記入について、事前あるいは当日対応されるかについては特に問わない)

(契約保証金等)

第17条 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行又は委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 本業務と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約を過去2年間で2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき

3 前項第1号の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委員会に寄託しなければならない。

(契約の締結等)

第18条 契約書を作成する場合において、落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を落札決定後速やかに提出するとともに、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、7日以内に委員会に提出しなければならない。ただし、委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。
- 3 落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条(3)アに該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条(3)イ又はウに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 6 前3項の規定により契約を締結しないときは、第5条に定める違約金を委員会に支払わなければならない。この場合、委員会は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第 19 条 入札参加者は、入札後、この入札心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 20 条 入札に際しては、すべて委員会の指示に従うこと。

## 別冊 1

### 【くじの方法について】

入札金額が同額の場合は、下記の抽選方法（公開抽選）により落札予定者の順位を決定する。  
なお、後記において、「抽選人」並びに「立会人」とは、それぞれ入札に立会う入札担当者以外の委員会職員とし、「業者番号」とは、入札金額が同額の業者を株式会社等の表記以外の社名により 50 音順（昇順：あ→ん、社名がアルファベットの 경우도 ひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

抽選手順：下記の「抽選 1」「抽選 2」の順番を行う。

---

#### 抽選 1. <予備抽選>

- ① 入札担当者は、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。なお、中に入る紙にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
- ② 抽選人は、業者番号（昇順）の順番に、抽選箱から紙を取出し数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 A【抽選 1：予備抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、各業者の本抽選における順番を読み上げる。  
なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た紙の数字の順番（昇順）とする。

#### 抽選 2. <本抽選>

- ① 入札担当者は、抽選 1 が終了後、再度、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。
- ② 抽選人は、予備抽選で決定した順番（昇順）に、抽選箱から紙を取出して紙に記載された数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 B【抽選 2：本抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、落札予定者、及びその次の順位以降の者を発表する。  
なお、本抽選において出た紙の数字の順番（昇順）に、落札予定者、及びその次の順位以降の者を決定する。

#### ■注意事項

- ・最低入札金額にかかわらず、同額の入札金額があった場合は、同様の抽選方法により落札予定者順位を決定する。
- ・落札予定者から入札参加資格の審査（事後審査）を行い、審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、次順位者を落札予定者とし、審査を行う。

#### ■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、以下の様式のものとなります。
- ・抽選結果記録用紙 B への記入が終了後、入札担当者は「立会人」と共に抽選結果記録用紙 A と照合し、抽選結果を発表します。

(抽選1の抽選結果記録用紙)

抽選結果記録用紙A (予備抽選)

件名：令和7年度全国豊かな海づくり大会に係る機運醸成事業の企画・運營業務

立会人： \_\_\_\_\_ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	本抽選順位

抽選結果記録用紙B (本抽選)

件名：令和7年度全国豊かな海づくり大会に係る機運醸成事業の企画・運營業務

立会人： \_\_\_\_\_ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	落札予定者順位